

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		栃木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い支給の決定
根拠法令等及び条項		栃木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱 第5条、第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱 第5条、第7条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 4年10月20日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱抜粋 (支給の決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、償還払いの可否を決定するものとする。</p> <p>(返還)</p> <p>第7条 市長は、偽りその他不正な手段により償還払いを受けた者に対し、当該償還払い金の返還を求めるものとする。</p>	